

連合島根第53回地方委員会を開催 —3,000名の組織拡大の実現と第48回衆議院選挙の勝利を—

11月9日(水)労働会館において第53回地方委員会を開催しました。冒頭仲田会長より「働くことを軸とする安心社会の構築に向け、すべての働く者の連帯で社会的影響力のある労働運動を進めていく」と挨拶があり、その後連合本部山本和代副事務局長の来賓挨拶を受けました。議事においては、一般経過報告を行った後、第1～8号議案を提起し、向こう1年間の2017年度活動計画他を全員一致で承認確立しました。



仲田会長あいさつ



来賓挨拶:山本和代連合本部副事務局長



司会:宇都宮克明副会長



議長:森脇毅地方委員(JAM)



会計監査報告:荒瀬正幸会計監査

第7号議案では、全日本造船機械労働組合(全造船機械)の解散にともない、「マツエディーゼル労働組合(組合員:119名)」としての加盟届出があり、産業別組織加盟までの間、特別参加組織として加盟することを承認しました。

第8号議案では、2011年より2期にわたり執行委員(松江隠岐地協議長)を務めていただいた田村祐二さん(自治労:松江市職員ユニオン)の功績に感謝し、規約に基づき功労者表彰を行いました。

また、11月の「過労死等防止啓発月間」にあたって“過労死ゼロ宣言”を満場一致で採択しました。

最後に仲田会長の音頭で、「ストップ・ザ・格差社会!すべての働く者を連合の輪へ『安心社会』を切り拓こう」をスローガンに、ガンパローを三唱し地方委員会を終了しました。



亀井亜紀子予定候補による決意表明



「過労死ゼロ宣言」(松林副事務局長)



ガンパロー三唱

〈委員会の議事内容〉

一般活動経過報告、決算報告、会計監査報告

- 第1号議案 2017年度活動計画(案)
- 第2号議案 2016年度一般会計収支剰余金処分(案)
- 第3号議案 2017年度一般会計および特別会計予算(案)
- 第4号議案 2016連合島根春季生活闘争まとめ(案)
- 第5号議案 第24回参議院選挙総括(案)
- 第6号議案 第48回衆議院議員選挙闘争方針(案)
- 第7号議案 加盟組織の承認について(加盟形態の変更)(案)
- 第8号議案 功労者表彰について

第32回地SUN地SHOW祭りを開催

11月20日(日)松江市くびきメッセ大展示場において、「第32回地SUN地SHOW祭り」を開催し、3,000人を超える来場者で大いに賑わいました。10時30分のオープン前には1,000名以上の行列ができ、オープンと同時に県産「こめたまゴ」1,000パックの無料配布を行いました。約30分で無くなるほどの盛況でした。

連合島根では、「地SUN地SHOW祭り」を通して、地産地消を促進し、安心・安全な食料を提供する運動、さらには食育を推進する運動を継続していきたいと思えます。

なお、「食料・農林漁業・環境を考える環境フォーラム」「島根県食育・食の安全推進協議会」「島根農政研究会」から後援をいただいています。



先着1,000名様 こめたまゴプレゼント



農林漁業産品販売



地産地消まんぷく食堂



家族ふれあいイベントコーナー



「六子」ミニコンサート



餅まき(松江隠岐地協)



とうふだんご販売(連合島根青年委員会女性委員会)



路線バス展示(松江市交通局)

2017執行体制

役職名	氏名	出身産別
会長	仲田 敏幸	電力総連
副会長	成相 善朗	自治労
	斉藤 直子	UAゼンセン
	細木 芳治	JAM
	井本 寿弘	電力総連
	坂下 貴英	JP労組
	小松原直樹	電機連合
	宇都宮克明	農団労
事務局長	原田 圭介	自治労
副事務局長	景山 誠	電機連合
	錦織 泰治	JP労組
	松林 重雄	JAM
	土岡 勉	JR連合
執行委員	三原 秀和	自動車総連
	唐桶 辰史	情報労連
	加田 章	運輸労連
	佐々木弘臣	交通労連
	廣澤 寿志	JR連合
	内田 智己	県私鉄
	新田 勇	国公総連
	三上 誠三	日教組
	吾郷 友基	青年委員会
	鎌田 恵子	女性委員会
	石橋 康大	全水道
	目次 真一	松江ディーゼル労働組合
会計監査	荒瀬 正幸	政労連

島根県最低賃金改定のお知らせ

島根県最低賃金時間額 718円

(引上額22円 効力発生日:平成28年10月1日)

産業別最低賃金

産 業	時間額	引上額	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	836円	23円	平成28年11月30日
はん用、生産用、業務用機械器具製造業	820円	22円	平成28年12月22日
自動車・同附属品製造業	812円	21円	平成28年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路	756円	21円	平成28年12月25日
百貨店、総合スーパー	748円	19円	平成28年12月24日
自動車新車(小売)	790円	22円	平成28年12月15日

- 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。
- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。
 - 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
 - 精動手当・皆動手当 (5)通勤手当 (6)家族手当